

りすた床及びガラス定期清掃業務委託仕様書

1 目的

拠点複合施設りすたにおいて、来庁者が常に清潔で快適に利用できる環境を維持することを目的に実施する。

2 業務区分及び内容

業務の区分は定期清掃とし、次のとおりとする。

(1) 定期清掃

①清掃日：施設開館時及び閉館後に実施(夜間等)

※開館時間：午前 6 時 30 分～午後 9 時

・実施日 契約日から令和 8 年 10 月 31 日までに実施することとする。

なお、実施にあたり、市と調整を図ることとする。

②面施 別紙内訳のとおりに

ア 複合フローリング・ビニール床シート	596.51 m ²
イ タイルカーペット	77.96 m ²
ウ 玄関マット	4.32 m ²
エ ガラス	462.80 m ²

③清掃内容

ア 複合フローリング・ビニール床シート

・床材の材質に合わせた洗浄剤、ワックスを使用することとし、洗浄作業及びワックス塗布を行う。

ワックスは 2 度塗布とする。

イ タイルカーペット

・床材の材質に合わせた洗浄剤を使用して表面洗浄を行う。

ウ 玄関マット

・床材の材質に合わせた洗浄剤を使用して表面洗浄を行う。

エ ガラス

・ガラス清掃用の洗剤等を使用して、清掃範囲として指定した箇所の窓ガラスの内外の清掃を行う。

オ 机・備品等の移動

・業務にあたり、机等備品を移動した場合は、元の位置に戻すこと。

④業務終了後の施錠等

・業務終了後は、水回り、消灯、施錠等確認の上、退館すること。

3 作業計画書等

- (1) 業務の実施に当たり、計画的に実施するものとし、あらかじめ定期清掃実施計画書を提出するものとする。
- (2) 業務を完了したときは、速やかに業務完了届を提出するものとする。
 - ・作業着手前、着手後及び作業中（作業状況の分かるもの）の写真を業務完了後提出すること。
 - ・写真撮影箇所は、原則清掃箇所（ガラス清掃については清掃対象の面）につき1箇所以上とするが、狭小箇所又は面等諸事情がある場合は、協議により提出を省略することを認める。

4 費用負担

- (1) 業務に必要な次の経費については、受託者の負担とする。
 - ① 業務に必要な機械器具及び資材消耗品の経費
- (2) 業務に必要な次の経費については、委託者負担とする。
 - ① 業務に必要な光熱水費

5 業務上の注意事項

- (1) 業務実施中は、塵埃を飛散させないように十分注意し、職員・来庁者に迷惑のかからないよう作業を行うもの。
- (2) 業務に使用する機械器具及びワックス等の諸材料は、適正良質のものを使用するものとする。
- (3) 業務実施中は、火災防止に留意し、ガソリン等引火性危険物及び毒性のあるものを使用してはならない。ただし、委託者が指定した場合はこの限りでない。
- (4) 高所に移動し、作業を行う場合は作業員の転落防止の措置を講じ、安全性を確認した上で実施すること。
- (5) 作業時は必ずマスク等を装着すること。ガラス清掃の場合は、必ずヘルメットを装着すること。
- (6) 業務実施中に建物、機械器具、什器備品類等に異常を認めたとき、又は建物内において遺失物を発見したときは、速やかに委託者に報告し支持を受けるものとする。

6 その他

- (1) 受注者は、業務委託の適正な履行を確保するため、業務の責任者や管理者、主任者等を配置し、清掃員は経験者で構成し、指導・育成体制が構築されていること。
- (2) 受注者は提出した業務提案書についてその内容を確実に履行するものとする
- (3) 受注者は、上記業務計画書の履行状況について報告を求められたときは、速やかに報告書を提出すること。